

住宅耐震化促進事業の概要について

都市整備部 建築指導課

1 事業の目的

建築物の耐震性については、昭和 56 年に建築基準法の改正により耐震に関する基準が強化されたが、平成7年(1995 年)に発生した阪神・淡路大震災ではそれ以前の基準で建てられた建築物に多くの被害が見られた。

本事業ではこの教訓を踏まえ、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震等の被害から市民の安全を守るため、住宅の耐震診断や耐震改修を行おうとする所有者に対して補助を行う。

2 事業の内容（補助メニュー）

○耐震改修計画策定費補助

耐震改修を行うための耐震診断、改修設計の業務費用に対する補助。

- ・戸建住宅（業務費の2/3 かつ上限 20 万円）
- ・長屋・共同住宅（業務費の2/3 かつ上限 12 万円/戸）
- ・大規模マンション（業務費の2/3 かつ上限 700～2,400 円/m²）

○耐震改修工事費補助

耐震基準を満たすために行う改修工事の費用に対する補助。

- ・戸建住宅（工事費の4/5 かつ上限 100 万円）
- ・長屋・共同住宅（工事費の4/5 かつ上限 40 万円/戸）
- ・大規模マンション（工事費の1/2 かつ上限 3,000 万～13,500 万円）

○簡易耐震改修工事費補助

耐震性能を改善(概ね耐震基準の7割)するために行う改修工事の費用に対する補助。

- ・戸建住宅（工事費の4/5 かつ上限 50 万円）
- ・長屋・共同住宅（工事費の4/5 かつ上限 20 万円/戸）
- ・大規模マンション（工事費の1/2 かつ上限 1,500 万～6,750 万円）

○屋根軽量化工事費補助

屋根全体を非常に重い屋根(土葺瓦)を軽いものに軽量化する費用に対する補助。

- ・戸建住宅（定額 50 万円）
- ・長屋・共同住宅（工事費の1/2 かつ上限 20 万円/戸）

○シェルター型工事費補助

住宅が倒壊しても居室内の安全を確保する耐震シェルターを設置する費用に対する補助。

- ・戸建住宅（定額 50 万円）

○防災ベッド設置費補助

住宅が倒壊しても安全な空間を確保する防災ベッドを設置する費用に対する補助。

- ・戸建住宅（定額 10 万円）

3 事業の目標

住宅の耐震化率の目標(指標) 97%(令和7年度)

(参考) 令和2年度末時点の住宅の耐震化率 92.8%